

令和6年 第11回農業委員会総会議事録

とき 令和6年11月15日(金)

ところ 東大阪市役所 18階 大会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第44号
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件 |
| 日程第2 | 報告第45号
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第3 | 報告第46号
農園用地貸付けを行った旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第4 | 報告第47号
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件 |
| 日程第5 | 報告第48号
農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第6 | 報告第49号
農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第7 | 議案第19号
農地法第3条による許可申請の件 |
| 日程第8 | 議案第20号
農地法第4条による許可申請の件 |
| 日程第9 | 議案第21号
農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件 |
| 日程第10 | 議案第22号
開発行為の許可申請に対する意見具申の件 |

出席委員	14名 別紙のとおり
欠席委員	4名 別紙のとおり
事務局	1名 別紙のとおり

開会 午後2時00分

【事務局】

それでは、令和6年の第11回農業委員会総会の方を始めさせていただけたらと思います。
それでは会長お願いいたします。

【会長】

こんにちは。本日、令和6年第11回農業委員会総会を開催いたしましたところ、何かとお忙しいなかご多忙にも関わりませぬご出席いただきましてありがとうございます。

それではこれより、総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますよう最後までご協力をお願いします。

本日の総会出席委員は14名、14名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

異議なしと認め、11番、大野一博委員 13番、柴村義信 委員の両委員を指名いたします。
それでは審議に入らせていただきます。

日程第1、報告第44号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第1、報告第44号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。

番号1、被相続人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続開始年月日、令和〇年〇月〇日。

相続人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、特例適用農地、〇〇。

地目が〇、適用面積が〇〇平方メートル、登記面積が〇〇平方メートル。

相続登記が未登記でございます。

評価証明書、法定相続情報等の相続を証明する書類、遺産分割協議書、生産緑地地区指定を確認させていただいております。

他一筆、令和〇年〇月〇日証明、以上でございます。

【議長】

この1番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ないものと認め、日程第 1、報告第 44 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 2、報告第 45 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 2、報告第 45 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人、住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇年〇月〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇、特例適用農地、〇〇〇〇、地目が〇。

適用面積が〇〇平方メートル、登記面積が〇〇平方メートル。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用農地でございます。

他一筆、令和〇年〇月〇日証明、他 7 件でございます。

【議長】

はい。この 1 番から 8 番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 45 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 3、報告第 46 号、農園用地貸付けを行った旨の証明専決事項報告の件を議題といたします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 3、報告第 46 号、農園用地貸付けを行った旨の証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、令和〇年〇月〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇、特例適用農地、〇〇〇〇、地目が〇。

適用面積が〇〇平方メートル、登記面積が〇〇平方メートル。
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項の第 3 号ロの適用農地でございます。
令和〇年〇月〇日証明。
以上です。

【議長】

はい。1 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ないものと認め、日程第 3、報告第 46 号、農園用地貸し付けを行った旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。
5 ページ。日程第 4、報告第 47 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。
日程第 4、報告第 47 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。
番号 1、買い取り申し出をする者、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買い取り申出事由の生じた者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
買い取りに申出事由が生じた日、令和〇年〇月の〇日、申出事由、死亡。
物件の表示、所在でございますが、〇〇〇〇、地目、〇、面積が〇〇平方メートル。
添付書類としまして、土地の謄本、相続関係をあらわす書類、見取り図が添付されております。
他一筆、令和〇年〇月〇日証明。
以上です。

【議長】

はい。この 1 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ないものと認め、日程第 4、報告第 47 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告

の件は了承することに決めます。

日程第5、報告第48号、農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件を議題といたします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第5、報告第48号、農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件。

番号1、届け出人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所在地は、〇〇〇〇、地目田、面積が〇〇平方メートル。

転用目的は〇〇〇〇、用途地域は工業地域でございます。

他1件でございます。

【議長】

はい。1番から2番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ないものと認め、日程第5、報告第48号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

7ページ。日程第6、報告第49号、農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第6、報告第49号、農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件。

番号1、譲受人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲渡人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地は〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇平方メートル、転用目的が〇〇、用途地域が第1種中高層住居専用地域でございます。

以上です。

【議長】

1番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ないものと認め、日程第 6 報告第 49 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号届け出専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 7、議案第 19 号、農地法第 3 条による許可申請の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 7、議案第 19 号、農地法第 3 条による許可申請の件。

番号 1、譲受人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲渡人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所在地、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇平方メートル。

申出事由は農業経営の拡大でございます。

譲受人の耕作面積は〇〇平方メートルでございます。

以上です。

【議長】

はい。農地法第 3 条による許可申請の件。

この説明を、どうぞお願いします。

【事務局】

議長。3 条許可の申請について説明をさせていただきます。

本件は農業経営の拡大を目的としました、農地の贈与による所有権の移転でございます。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さんでございます。

農地の所有権につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号に、その要件が定められており、いずれかに該当すれば、許可ができないというものでございます。

順にご説明をさせていただきます。

第 1 号は、譲受人が取得した農地を含めて、所有農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があるということを定めております。

譲受人の世帯は、当該申請地の周辺にて、農地を〇〇平方メートル所有し、現在耕作をしておられます。

取得した農地につきましては、畑として利用されるということでございます。

続きまして第 2 号でございますが、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合には、関する規定でありまして、本件とは関係ございません。

続きまして第 3 号でございますが、第 3 号は信託の引き受けに関することが規定されており、本件とは関係はございません。

続きまして第 4 号でございますが、譲受人が、常時農作業に従事すると認められない場合には、許可ができないという内容でございますが、譲受人は年間 150 日、農業に従事をしていらっしゃるため、該当するものではございません。

続きまして、第 5 号でございますが、取得する農地を転貸或いは質入れする場合が規定されており、本件は該当するものではございません。

続きまして、第 6 号でございますが、取得した農地が農作業の効率化、総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合に該当するというものでございますが、譲受人はその申請の中で、周囲と調和のとれた農業を行うという決意があることから、該当するものではございません。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。この件について審議願います。

意見ありませんでしょうか。

(なしの声)

意見ないものと認め、日程第 7、議案第 19 号農地法第 3 条による許可申請の件は、許可することに決めます。

9 ページ。日程第 8、議案第 20 号、農地法第 4 条による許可申請の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

議長。はい。

日程第 8、議案第 20 号、農地法第 4 条による許可申請の件。

番号 1、届け出人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所在地、〇〇〇〇、地目が〇、面積〇〇平方メートル、転用目的は、〇〇、用途地域は調整区域。

以上でございます。

【議長】

はい。この件について審議願います。

意見ありませんでしょうか。

ちょっと説明ですね。失礼しました。
事務局から説明がございました。

【事務局】

会長。はい。

4条許可につきまして説明をさせていただきます。

申請地は、〇〇〇、〇〇〇から南へ約〇〇メートルのところにある、半径 500 メートル以内に、〇〇〇〇、及び〇〇〇〇として、〇〇〇〇がございました。

申請地の西側は、上水・下水道が埋設されています幅員 9.5 メートルの道路に面しており、農地法の施行規則第 43 条第 1 項により、第 3 種農地と判断をいたしました。

本件の転用目的は、〇〇〇〇でございます。

転用の理由は、本市〇〇〇〇で、土木・建築・防水・解体工事業を営んでいます〇〇〇〇より、申請者に対しまして、事業拡大のため、現在借りている資材置き場が手狭となり、早急に新たな資材置き場が必要となったことから、接道幅員が 6 メートル以上あり、重機や車両が出入りしやすい形状で、かつ、周囲に民家のない当該農地を転用して貸して欲しいという要望があったためでございます。

現在、〇〇〇〇が使用されておられる露天資材置き場につきましては、2ヶ所ございますが、実際に単管パイプ、工事に係る資材、土、ショベルカー、ユンボ等の重機が置かれて使用されており、事業拡大には、新たな資材置場が必要な旨、申請資料及び我々の現地調査にて確認をさせていただいております。

転用に際しましては、盛土・整地の上、砂利敷としまして、雨水は公共下水道に接続し排水をいたします。

また周囲はコンクリートブロックの基礎で囲んで、周辺に影響がないようにいたします。具体的な利用計画でございますが、足場の資材、単管のパイプ 3.6 メートル規格を 500 本、単価パイプ 1.8 メートル規格を 300 本、手すり 1.8 メートル規格を 1200 本、また、重機はショベルカー及び掘削機を合計 11 台、工事車両が 4 トンダンプ 6 台、3 トンダンプ 4 台、それと軽トラック 2 台を置くことにしております。

本件申請につきましては、土地の選定理由書、土地の利用計画書、土地改良区からの意見書、開発行為に該当しないことの証明、工事見積もり、資金計画を裏付けるための支払い予定口座の写しがあわせて提出をされております。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

【議長】

審議願います。

意見ありませんでしょうか。

(なしの声)

意見ないものと認め、日程第 8、議案第 20 号、農地法第 4 条による許可申請の件は、許可相当の意見をもって大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

日程第 9、議案第 21 号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 9、議案第 21 号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件。

番号 1、申請者住所、〇〇〇〇、申請者氏名、〇〇〇〇。

農地の所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇、他以下に列举させていただいております筆でございます。

備考といたしまして、農業経営基盤強化促進法第 12 条の規程に基づく認定申請でございます。

また、東大阪市農業経営改善計画、青年等就農計画認定要綱第 2 条に基づきまして、常時農業に従事する者としての認定申請でございます。

【議長】

続きまして、事務局より説明願います。

【事務局】

はい。議長。

認定農業者の制度につきましてご説明をさせていただきます。

農業者が自らの創意工夫に基づいて作成をされました、農業経営改善計画を、農業経営基盤法第 6 条に基づいて、農業経営基盤強化促進基本構想を定める市町村に提出をして、当該計画が適当である旨の認定を受けることができるという制度でございます。

認定を受けた農業者は、個別の状況により、利用できる制度は様々異なりますが、概ね農業経営改善に必要な補助金や融資を受けやすくなるといったようなメリットがあるものでございます。

この辺の具体的な制度につきましては、本市におきましては本市農政課の方の所管となりますので、またよろしく願いをいたします。

続きまして、認定申請の際、申請者は市町村に対しまして、農業経営の現状、それから農業経営の規模の拡大に関する目標、作付面積でありますとか、作業受託面積等、それから生産方式の合理化の目標、例えば機械や施設の導入、新技術の導入など、続いて、経営管理の合理化の目標。

それから農業従事の様態の改善等の農業経営に関する改善の目標、例えば休日制の導入などを記載した、農業経営改善計画を提出することとなっております。

本市の場合は、東大阪市農業経営改善計画・青年等就農計画認定要綱第 5 条に基づきまして、本市農政課が当該計画を認定する際には、農業委員会に意見を求めることとなっております。

申請のありました、農業経営改善計画につきまして、基本構想に即した計画となっているかの判断につきましては、要綱第 3 条にてその基準が示されておるものでございます。

順に確認をさせていただきます。

まず、経営規模や所得、労働時間などの、自らの経営の現状を点検し、経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態等の改善などの経営改善目標とその達成に向けた具体的な取り組みが示された計画であることという条件がございますが、配布させていただいております、左肩にホチキス止めしております 2 枚留の横書きの資料をご覧くださいますと、その、めくっていただきました 2 枚目のページの、真ん中に書いております、生産方式で合理化に関する現状と目標措置というところでございますが、現状としましては、イチゴなどを、大型パイプハウス、高設栽培プラントにより生産をされているということでございますが、目標としましては、AI 活用等により、病虫害防除や、環境管理を行うことで、さらに生産量を増加させる、夏季の栽培作物を見直すといったところを挙げておられます。

目標を達成するためには、例えばビニールハウスの改修でありましたり、病虫害駆除を目的としました紫外線 UVB の照明の導入、それから栽培作柄の多様化、栽培の効率化を図るといったところを挙げておられるものでございます。

続きまして、経営管理の合理化に関する現状と目標というところでございますが、配布させていただいております資料で申しますと、先ほどご説明させていただいた四角の右隣となりますけれども、現状としましては、青色申告による経営管理をしているということでございます。

目標としましては、複式簿記やパソコンを使用した経理の集中処理を掲げておられます。

続きましてその目標を達成するために、今後簿記の知識を深めていくということを挙げておられます。

続きまして、農業従事の様態の改善に関する現状と目標措置でございますが、配布させていただいております資料の中段の左側⑤のところでございますが、現状としましては、農繁期の人手不足という課題を挙げておられます。

それに対する目標としましては、新規就農希望者等の雇用者の受け入れを進めること。

目標を達成するためには、ソーシャルネットワークシステムを活用したような求人募集を積極的に行っていくというようなことを掲げておられるものでございます。

続きまして、その右隣となりますけれども、その他の農業経営の改善に関する現状と目標、それから措置というところでございますが、現状は収益性の高いハウスイチゴなどを栽培

し、農園に併設する直売所などで販売しておられるというところでございます。

目標としましては、他の実需者の確保を目標と挙げております。

また、出荷先の拡大というところも目標に掲げておられます。

またイチゴの加工品の開発をしていかれるというところでございます。

それらの目標を達成するために、先ほどと同じでございますが、ソーシャルネットワークの活用等により、身近な顧客を獲得し、輸送にかかる時間やコストの削減を図っていく。

また、イチゴを活用とした、6次化の製品開発を、異業種交流を進めながら進めていくというようなところを掲げておられます。

続きまして、基本構想の目標とする労働時間、従事者1人当たり2000時間程度、及び、農業所得でしたら、従事者1人当たり550万円程度に達することが判断される計画であることという条件つきがありますが、当該計画につきましては、配布させていただきました資料の一番表のページの真ん中ですね、(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標というところでございますが、年間所得が現状〇〇万円、5年後の令和11年になりますが、所得の予定が〇〇万円となっております、認定の基準をクリアしておるものでございます。

年間の労働時間につきましては、その右隣に記載がございますが、現状の労働時間が2000時間から5年後の目標の2000時間というふうになっておりまして、これも認定の基準をクリアしておるものでございます。

続きまして、既定の営農類型以外の営農類型についての認定申請があった場合には、既定の類似する農業経営の営農類型に係る目標、規模を考慮することというふうになっておりますが、当該計画につきましては水稲とハウス栽培ということでございますので、こちらの方の項目に該当するものではございません。

続きまして、計画の申請年度におきまして、基本構想の目標とする所得を達成している農業者に関する計画につきましては、その内容が、申請年度以上の所得目標が欠けているもの、もしくは労働生産性の改善を図ろうとするものでなければならないという項目がございますが、申請年度の所得が〇〇万円、目標とする所得が〇〇万円、増額された計画となっておりますのでこちらの方も問題あるものではございません。

続きまして、計画の認定によりまして、申請者の計画目標の達成が確実に見込まれるものであり、経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業経営が、期待できる計画であることという条件付でございますが、先ほど個別説明をさせていただきました、農業経営改善計画の認定申請書の生産方式の合理化に関する現状と目標措置。

それから、経営管理の合理化に関する現状と目標と措置。

それから農業従事者の様態等の改善に関する現状と目標措置。

その他の農業経営の改善に関する現状と目標措置の記載の通りでございます。

説明としましては以上となります。

お願いいたします。

【議長】

はい。この件について審議願います。
意見ありませんでしょうか。

(なしの声)

意見ないものと認め、日程第 9、議案第 21 号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件は、意見なしのことを関係部局に回答いたします。

日程第 10、議案第 22 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 10、議案第 22 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件。

番号 1、〇〇〇〇。

〇〇〇〇、所在地、〇〇〇〇。

地目が〇、面積が〇〇平方メートル。

申請目的は〇〇、用途地域としましては、第 1 種中高層住居専用地域でございます。

他に一筆。

以上でございます。

【議長】

はい。続きまして、事務局説明願います。

【事務局】

はい。議長。

開発行為の許可申請につきましてご説明をさせていただきます。

申請の農地は、〇〇〇〇から東へ約〇〇メートルのところにあります農地で、用途地域は、第 1 種の中高層住居専用地域となっております。

本件は、〇〇〇〇の〇〇〇〇を建築するというところでございます。

申請地の周辺につきましては、ある程度、宅地化が進んでいる状況でございます。

申請地の北側は農地に接しておりますが、建築図面に北側は駐車場として使用することが明記をされておられまして、当該農地に影響を与えるものではございません。

また、東側は、アスファルト敷きの駐車場で、南側はすでに建物が建っている状況でございます。

また南側の接道している道路は幅員が 4 メートルということでございます。

いずれも周辺の農地に影響があるものではないことを、現地調査にて確認をさせていただいておるものでございます。

以上です。

【議長】

この件について審議願います。

意見ありませんでしょうか。

(なしの声)

意見ないものと認め、日程第 10、議案第 22 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件は、意見なしのことを、関係部局に回答します。

定例総会は、終了します。

閉会 午後 2 時 3 5 分

以上の事実に相違がない事を証明するため、署名する。

会長 大西 博

委員 大野 一博

委員 柴村 義信

令和6年 第11回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	×
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	◎
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	×	13	柴村 義信	◎
5	田中 強志	×	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	×

- 出席
- × 欠席
- ◎ 議事録署名委員
- △ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥田 陽子

事務局次長 横関 真人